

令和4年度外国人労働力確保に関する委託事業仕様書

1 件名

令和4年度外国人労働力確保に関する委託事業

2 事業目的

いわゆるウッドショックやロシア・ウクライナ情勢等により、国産材の安定供給体制の構築が求められており、従事者数が年々減少している木材産業分野の人手不足・労働力の確保等が大きな課題となっている中、外国人材の受入に向けた条件整備等の取り組みを推進する必要がある。

このことから、本事業においては、木材産業分野における労働力確保のため、技能実習、特定技能制度に係る協議会の設置・運営及び外国人材の受入れに必要な環境整備等を行うこととする。

3 事業内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。なお、実施に当たっては、林野庁林政部木材産業課担当職員（以下「担当職員」という。）と協議の上、詳細を決定する。

(1) 技能実習事業協議会の設置・運営事務

受託者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組等について協議を行うための事業協議会の設置・運営に関して、資料づくり、会場確保、参加者の選定に係る調整等を行う。また、必要に応じて(2)と共同開催とすることも可能とする。

(2) 特定技能分野追加検討会の設置・運営事務

受託者は、学識経験者等で構成する検討会を開催し、特定技能分野追加に向けて必要な検討・調査を行う。また、特定技能協議会設立に向けた検討を行う。

【参考1】検討内容例

- ・分野別運用方針の検討
- ・特定技能外国人に求める技能水準の整理、評価方法の検討
- ・試験方針に基づく実施要領の検討
- ・試験体制の検討

(3) 特定技能分野追加に関する外国人材の受入れ支援等

① 分野別運用方針作成に向けた調査

受託者は、分野別運用方針を作成するために必要な調査を行い、取りまとめる。

② 優良事例の収集・周知

受託者は、外国人材の受入れや就労環境の改善等の事例を収集し、試験実施国の現地語及び日本語等を用いて周知を図る。

③ 外国人材受入れマニュアルの作成・周知等

受託者は、木材産業分野で外国人材を受け入れるに当たり必要となる知識やノウハウ等をまとめたマニュアルを作成する。また、必要に応じて木材産業分野で就労を希望する外国人材、外国人材の受入れを希望する事業者等からの外国人材の受入れに関する相談窓口を設置する。

④ 報告書の作成

(1)～(3)の実施内容について報告書を取りまとめる。

4 事業期間

委託契約日 ～ 令和5年3月31日（金）

なお、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内に提出すること。

5 成果物

成果品について、受託者は、以下を令和5年3月31日（金）までに担当職員に提出すること。

また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書1部を提出すること。

- (1) 調査報告書 10部
- (2) 外国人材受入れマニュアル 10部
- (3) (1) 及び (2) の電子媒体（CD-R又はDVD-Rの光学式ディスク） 2枚
※納入する電子媒体については、提出する前にウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った日時、ソフト名、バージョン及びパターンファイルのバージョンを記載したラベルを添付すること。

6 調査報告書及び委託事業実績報告書の提出先

林野庁林政部木材産業課生産加工班（本館7階、ドアNo. 本728）

7 その他

- (1) 受託者は、提案書のとおり事業を実施すること。
 - (2) 受託者は、事業の進捗状況等について毎月末に報告を行うほか、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。
 - (3) 受託者は、事業の目的を達成するために、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項並びに新型コロナウイルス感染症に起因して、実施内容を変更する場合については、担当職員と協議の上、必要に応じ委託契約書に則った手続を行うものとする。
 - (4) 再委託の適正化を図るための措置
 - ① 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
 - ② 受託者は、この委託事業達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務範囲、必要性及び契約金額について記載した再委託承認申請書を支出負担行為担当官林野庁長官に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。
- (注) 再委託してはならない業務の例外
- ア 再委託先の業務が海外で行われる場合
 - イ 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- ③ 受託者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項と同様の書面を提出して、あらかじめ支出負

担行為担当官林野庁長官の承認を得なければならない。

- ④ 再委託先において、本仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、当該再委託先への再委託の中止を請求することができるものとする。
- (5) 実施過程において入手した情報等の取扱いには十分留意すること。
- (6) 受託者は本事業に関して知り得た業務上の秘密について、外部に漏らさないこと。また、契約期間終了後も同様とする。
- (7) 著作権の譲渡等については、次の①及び②によることとする。
 - ① 本契約の履行過程で生じた成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、林野庁に帰属するものとする。
 - ② 受託者は、林野庁が成果物を活用する場合に、肖像権等に新たな費用が発生しないよう措置すること。また、受託者が成果物を自ら使用する場合には、林野庁と別途協議すること。
- (8) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認します。